

医療DX推進体制整備加算に係る掲示及び 医療情報取得加算に関する掲示について

当院では診療報酬改定に伴う医療DX推進体制整備加算について以下の通り対応を行っています。

- 1) オンライン請求を行っています。
- 2) オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 3) 電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- 4) 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です(当該サービスの対応待ちとなっております)。
- 5) マイナンバーカードの健康保険証利用についてお声かけ、院内掲示を行っています。
- 6) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことを院内及びホームページに掲載しています。

・医療情報取得加算について以下の通り対応を行っています。

- 1) オンライン資格確認を行う体制を有しており受診歴・薬剤歴・薬剤情報・特定検診情報その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。
- 2) 厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、診療報酬点数を算定しております。マイナ保険証によるオンライン資格確認にご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

●初診時

1点

●再診時(3カ月に1回に限り算定)

1点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず



太田足利アクセスクリニック